

## 外国為替証拠金取引に係るロスカット取引に関するガイドライン

平 21. 12. 11 制定

### (目 的)

第 1 条 このガイドラインは、会員の行う外国為替証拠金取引（以下、「FX取引」という。）に関し、顧客の損失が、当該顧客が預託する証拠金の額を上回ることがないように、会員が定めるべきロスカット取引の取扱いその他必要な事項を示し、投資者の保護、市場の公平性および業務の適正化を図ることを目的とする。

### (定 義)

- 第 2 条 このガイドラインにおいて「ロスカット取引」又は「顧客」とは、金商業等府令第 123 条第 1 項第 21 号の 2 に規定するロスカット取引又は顧客をいう。
- 2 このガイドラインにおいて「実預託額」とは、金商業等府令第 117 条第 1 項 第 27 号に規定する実預託額をいう。
  - 3 このガイドラインにおいて「取引額」とは、金商業等府令第 117 条第 10 項に規定する通貨関連デリバティブ取引の額をいう。
  - 4 このガイドラインにおいて「ロスカット水準」とはロスカット取引を実行することとする実預託額の必要証拠金額に対する割合（%表示）をいい、「必要証拠金額」とは取引時点において会員が顧客に預託させる最低証拠金額をいう。
  - 5 このガイドラインにおいて「監視間隔」とは営業日中、実預託額がロスカット水準に達しているかを確認する間隔をいう。
  - 6 このガイドラインにおいて「ストップロス注文」とは、顧客に不利な方向に為替相場が変動した際に顧客の損失を限定する目的で取引を決済する価格を設定し、予め発注される売買注文をさす。

### (ロスカット水準等)

- 第 3 条 会員（FX 取引を取り扱う会員に限る。以下同じ。）は、協会が別に提示するロスカット水準表（以下「別紙」という。）を参照し、監視間隔の区分に応じてロスカット水準を定める。ただし、監視間隔によらない場合は、この限りではない。
- 2 別紙において算出された値が 100 を上回る場合は、少なくとも 100%を以ってロスカット水準とする。
  - 3 監視間隔によらない場合としては、顧客が FX 取引の契約締結と同時に当該契約ごとに、ストップロス注文を発注する方法（当該契約が決済されるまで取消しされないものに限る。）が考えられる。
  - 4 第 1 項及び 2 項を利用しロスカット水準を定める場合、顧客の損失が当該顧客の実預託額を上回る件数および発生率、対象商品のレバレッジ、システムの処理速度、休日を挟んだ価格差、対象通貨の流動性等を考慮して適切にロスカット水準を決定ないし見直す。
  - 5 会員は、実預託額が会員の定めたロスカット水準により導出される証拠金額を下回った場合には、直ちにロスカット取引の手続を行う。
  - 6 会員は、顧客ごとにロスカット水準を定めるものとする。但し、顧客ごとに、通貨ペアごと又は取引ごと等、細分してロスカット水準を定めることができる。
  - 7 会員はロスカット水準およびロスカット取引の仕組み等について予め顧客に十分な説明を行う。

(ロスカット取引が機能しなかった場合等の対応)

第4条 会員は、システム障害その他の理由によりロスカット取引の実行ができなかった場合における顧客への対応方針を定める。

- 2 前項の対応方針は、会員の責に帰すことができない事由を除き、投資者の保護に資するよう定める。
- 3 会員は、ロスカット水準等を定めた場合であっても、ロスカット取引により顧客の預託する証拠金額を上回る損失が発生する可能性がある旨、予め顧客に適切に説明する。

(内部報告)

第5条 会員の取締役会その他の機関は、定期的に又は必要に応じて随時に、ロスカット取引を実行した状況の報告を受けるものとする。

- 2 会員はロスカット取引の適正性を確認できるよう、ロスカット取引の発注時および約定時の表示レート等を管理保管する等、ロスカット取引の実行状況を適時適切に判断する体制を整備するものとする。
- 3 ロスカット水準の設定および変更は、必要な社内手続をもって行う。社内手続に際しては市場分析結果など、その判断に必要となる資料等を作成し、保管する。

(その他)

第6条 協会は別紙に示すロスカット水準の妥当性を検証し、必要に応じて当該水準を変更するほか会員が適切にロスカットルールを運営できるよう情報提供、指導、監督するための必要な人材の確保および教育並びにシステム環境等の整備に努める。

**ロスカット水準表**

- (1)1分以内の間隔で実預託額の監視を行う場合  
対象商品のレバレッジに乗数 0.6(%)を乗じて得た値 (率)
- (2)5分以内の間隔で実預託額の監視を行う場合  
対象商品のレバレッジに乗数 0.8(%)を乗じて得た値 (率)
- (3)10分以内の間隔で実預託額の監視を行う場合  
対象商品のレバレッジに乗数 1.0(%)を乗じて得た値 (率)
- (4)15分以内の間隔で実預託額の監視を行う場合  
対象商品のレバレッジに乗数 1.1(%)を乗じて得た値 (率)
- (5)30分以内の間隔で実預託額の監視を行う場合  
対象商品のレバレッジに乗数 1.5(%)を乗じて得た値 (率)

ただし、計算の結果が 100(%) を上回る場合には 100(%) とする。

**【計算例】**

監視間隔 レバレッジ	1分 (0.6%)	5分 (0.8%)	10分 (1.0%)	15分 (1.1%)	30分 (1.5%)
2.5倍	15%	20%	25%	27.5%	37.5%
5.0倍	30%	40%	50%	55%	75%
7.5倍	45%	60%	75%	82.5%	100%
10.0倍	60%	80%	100%	100%	100%
12.5倍	75%	100%	100%	100%	100%
16.6倍超	100%	100%	100%	100%	100%

(注) 本表はロスカットおよび未収金の発生状況等を勘案し、必要に応じて改訂するものとする。